

県立学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況等について

令和4年1月19日
 広島県教育委員会

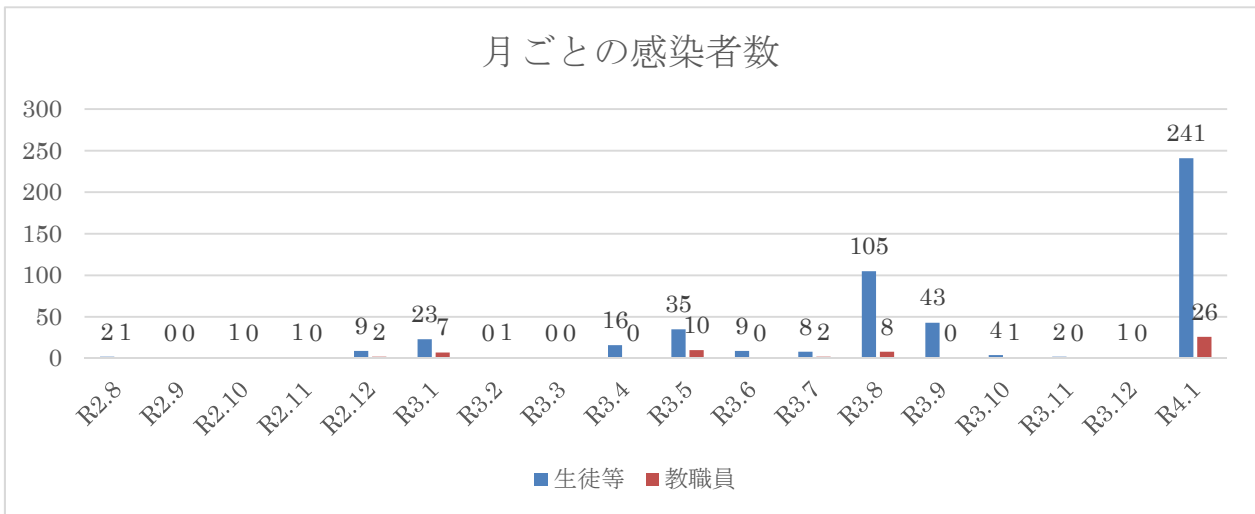
1 趣 旨

県立学校における、新型コロナウイルス感染症の感染状況等について報告する。

2 感染状況

(1) 月別感染者数 (1月18日時点)

(県教育委員会発表分)



※県立学校には、幼児、児童及び生徒が在籍していることから、「生徒等」と表記している。

(2) 令和3年度の感染者数 (4月1日～1月18日)

(県教育委員会発表分)

	生徒等	教職員
人数	464人 (75校)	47人 (34校)

3 県立学校の対応 (令和4年1月7日及び令和4年1月13日付けで通知)

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～ (2021.11.22 Ver.7)」のレベル2の行動基準及び別紙に基づき、感染症対策を徹底した上で教育活動に取り組む。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	感染リスクの低い活動から徐々に実施 ↑感染リスクの高い活動を停止	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

4 広島県公立高等学校入学者選抜において、受検者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の対応

(1) 受検できない者

令和4年度広島県公立高等学校入学者選抜（選抜（Ⅰ）、選抜（Ⅱ）、選抜（Ⅲ）、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜、連携型中高一貫教育に関する選抜、併設型高等学校入学者選抜、通信制の課程の入学者選抜）において、生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合等においては、受検は認められない。

ただし、条件を満たしていれば受検可能な場合もある。受検できない場合等については、下表「令和4年度広島県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症に係る受検の可否について」のとおり。

(2) 受検機会の確保

(1)の受検できない者に対して、選抜（Ⅱ）及び帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜について、追検査を実施する。追検査（3月11日）を受検できる者は追検査（3月11日）の受検となり、追検査（3月11日）を受検できない者は新型コロナウイルス感染症に係る追検査（3月23日〔広島市立広島みらい創生高等学校は3月28日〕）の受検となる。

表 令和4年度広島県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症に係る受検の可否について

入学者選抜当日の受検者本人の症状等		受検の可否
陽性者	—	×
濃厚接触者	PCR検査待ち又は検査結果待ち	×
	PCR検査の結果が陰性かつ無症状	△（別室）
接触者	PCR検査待ち又は検査結果待ちかつ無症状	△（別室）
	PCR検査の結果が陰性又はPCR検査の必要がないと診断かつ無症状	○
37.5℃以上の発熱等の風邪症状がある者	PCR検査待ち又は検査結果待ち	×
	PCR検査の結果が陰性又はPCR検査の必要がないと診断	○（別室）
同居の家族に発熱等の風邪症状がある者	無症状	○

○ 受検可能

× 受検不可能

△ 次の条件を満たしている場合は受検可能

公共の交通機関（電車、バス、タクシー、旅客船等）を利用せず、かつ人が密集する場所を避けて試験場に行く。

ただし、以下の条件を満たすタクシー、ハイヤー、海上タクシーについては上記の公共交通機関には該当しないものとする。

- ・業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等を利用すること。
- ・利用車両等が特定できるよう、行政検査が陰性・無症状である濃厚接触者であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせをせずに利用すること。

(参考：入学者選抜日程)

区分	日程
選抜Ⅰ	2月3日（木）
選抜Ⅱ	3月7日（月）～3月8日（火）
追検査①	3月11日（金）
追検査②	3月23日（水）

「まん延防止等重点措置」の適用に伴う新型コロナ感染拡大防止のための
集中対策期間における県立学校の対応について

令和4年1月14日変更

1 趣旨

新型コロナの感染レベル2への引き上げ及び「まん延防止等重点措置」の適用を踏まえ、新型コロナ感染拡大防止のための集中対策として、県立学校において、1月8日（土）から次のとおり対応する。

2 対策期間

令和4年1月8日（土） から1月31日（月）

3 内容

(1) 基本的な感染拡大防止対策の徹底

- ・ 幼児児童生徒又は教職員等に発熱等の症状がある場合は、自宅等での休養を徹底すること。同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様とする。
- ・ 飲食時においては、マスクを外した状態での会話は行わないよう、黙食の指導を徹底すること。また、登下校時の飲食は控え、すみやかに帰宅するよう幼児児童生徒に指導すること。
- ・ 休日において不要不急の外出を控える、友人同士の家庭間の行き来を控える、家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、感染が広がらないよう注意すること。

(2) 授業

- ・ 原則対面とし、臨時休業等によりオンラインによる授業配信が必要となった場合には、生徒等の家庭の通信環境等に留意し、通信環境の整わない生徒等がいる場合には関係課と連携すること。
- ・ 次の活動は、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高いことから、実施しないこと。
 - 「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
 - 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(3) 部活動について

- ・ 生徒の健康・安全の確保のため、教職員等が活動状況を確認し、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声する活動等は実施しないこと。
- ・ 感染リスクを低減させた上で、活動を平日（週休日及び休日を除く日をいう。）のみとすること（ただし、大会、コンクールの出場等はこの限りではない。）。また、学校が独自に行う他校との練習試合、合同練習（合同チームは除く。）及び宿泊を伴う活動（大会、コンクール出場等は除く。）は行わないこと。
- ・ 部室や更衣室等で密になることや食事は避け、短時間の利用とすること。

(4) 学校行事について

- ・ 修学旅行等、校外における活動は、行先の感染状況等を踏まえ慎重に実施の可否を検討すること。

(5) 寄宿舎における感染症対策

- ・ 寄宿舎から自宅へ帰省する際には、移動を最小限にするなど、可能な限り感染リスクを減ずるよう指導すること。